**令和３年１月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　令和３年１月25日（月）　　　午後２時00分より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　第２会議室

出　席　者：　　　　加藤哲三教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、山田譲生涯学習担当課長

水野指導主事

書記：小野真人主幹兼学校教育係長、秋澤勝太主事

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

　　　教育長あいさつ

２　協議事項

(２) 　真鶴町社会教育関係団体登録要綱の制定について

担当課長：　　　(１)と(２)の説明の順番を変えさせていただきます。真鶴町社会教育関係団体登録要綱の制定についてお願いします。資料２をお願いします。真鶴町社会教育関係団体登録要綱これは新規制定になります。規則の方で登録の内容があるのですがそこでは要件等がまったく謳われておりませんのでここで登録の要件等を明確にするものです。社会教育法では社会教育とは学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)というものでございます。この要綱は、真鶴町における生涯学習の振興と社会教育関係団体の育成及び支援をするため、真鶴町教育員会が社会教育関係団体を登録することについて必要な事項を定めることを目的とする。登録の要件が第２条になります。社会教育関係団体として登録を受けようとする団体は、次の各号に定める要件を全て満たしていなければならない。登録をすると公民館の使用に対し使用料が５割減免になるのでこのような登録をしていただきたいと思います。登録が無いと10割の使用料を払っていただければ、営利目的等以外であれば使用はできます。(１)から社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体であること。法律の第10条を読みますとこの法律で社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいうと法で定められておりますが登録の基準がはっきりとしていない。登録の主体が県なのか国なのかあるいは町なのか書いていないので要綱を定めるものです。規則の方では明確な基準がないのは先ほどご案内した通りです。(２)団体の組織及び活動のために代表者を置き、規則又は会則を有し、継続的に活動を行っていること。(３)おおむね５人以上で構成された団体で、総構成員のうち３分の１以上の者が町内に在住または在勤していること。(４)団体の主たる活動の場所が町内であり、かつ、団体の連絡先が町内にあること。(５)団体の収入及び支出に関し、団体独自の会計を行っていること。(６)次のいずれにも該当しないこと、営利目的でないこと、政党の利害に関しないこと、選挙に関し、候補者の支持や政治活動を行わないこと、宗教団体でないこと、その他公序良俗に反する活動を行わないことが登録の要件になります。第３条は登録の申請です。申請書を出してもらうのですが、規則又は会則、会員及び役員名簿、その他教育委員会が必要と認める書類が必要になります。今の規則では求めていなかったのでここで明確にします。登録証の交付。登録が認められた場合には教育委員会は登録証を発行します。登録の有効期限。登録の有効期限は登録基準日から３年間とする。ただし、登録基準日以降に登録された団体は、その登録された日から次の登録基準日前日までを有効期間とする。登録基準日は４月１日と考えております。登録の更新です。社会教育関係団体として登録された団体は、有効期限満了後引き続き登録を受けようとするものは、有効期間満了の日までに改めて申請手続きをしなければならない。ということで３年に１回は審査があります。変更又は解散の届出。変更や解散がある場合は届出してくださいということです。登録の取消しです。教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。(１)第２条に定める要件に適合しなくなったとき、(２)虚偽の申請により登録又は更新を受けたとき、(３)施設利用に反し、若しくは施設利用に関する所定の手続きを故意に怠ったとき、取り消すというものです。第２項としまして教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをする時は、真鶴町社会教育関係団体登録取消通知書により当該団体に通知するものとする。３項教育委員会は、登録団体の活動に関し、必要に応じて報告又は書類の提出を求めることができる。この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。これを受けまして資料１の規則に移ります。

教育長：　　真鶴町社会教育関係団体登録要綱の制定についてご質問等ございますか。これが出たきっかけは町外の団体で要件を満たさない団体がある。

担当課長：　　現在77団体登録しております。要件を満たさない団体が13あります。すぐにだめというわけではなく段階的に措置をとるということです。

教育長：　　そのためにこの要綱を新たに設置したと。

担当課長：　　一番町内者率が低いのが会員11名のうち町内者が1名というとこがあって、在勤の方もいるのかなと思うんですが、調べる必要があると思いますが精査していきたいと考えています。

委員：　　代表者というのは町外でも大丈夫ですか。

担当課長：　　主たる活動場所が町内であり、団体の連絡先が町内にあれば大丈夫です。

教育長：　　他にいかがでしょうか。

　委員：　　１市３町でそれぞれの会場を使えるようにしているじゃないですか。真鶴町民が小田原とか使ったりしますけど問題ないですか。

担当課長：　　別に問題はありません。真鶴だけで活動しなさいという意味合いもないですし、小田原で活動しても構いません。

　委員：　　例えば湯河原町民中心の団体が真鶴の場所を使いたいからということはないですか。

担当課長：　　現状、真鶴町民を1人入れて使わせてくださいという団体もあります。

　委員：　　そういうものを拒否するのは問題ないですか。

担当課長：　　他の自治体も同じような要綱を定めております。

　課長：　　基本的に使用を制限するのではなくて、住民との割引をしっかりしたいということで使用自体を制限するものではありません。

　委員：　　わかりました。

教育長：　　他にありますか。これに関係するようですので資料１の説明を事務局お願いします。

1. 真鶴町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

担当課長：　　資料１の後ろから２枚目です。新旧対照表で説明をします。第８条使用料の減　　　　免率等さきほど、申しましたとおり登録団体は減免を受けられるか否かです。改正前は、使用料の減免又は免除を受けようとする者は、真鶴町公民館使用料減免申請書を提出しなければならない。ただし、前項第３号及び第５号に該当する社会教育関係団体は真鶴町社会教育関係団体登録申請書をあらかじめ館長に提出しておくものとする。第３項館長は、前項の登録申請書を受理したときは、その適否を決定し、適当と認めるときは、真鶴町社会教育関係団体登録名簿に登録するとともに、申請者に真鶴町社会教育関係団体登録証を交付するものとするとしか規則がありませんでした。そのため改正後にあります第８条前項の規定により、使用料の減免又は免除を受けようとする者は、真鶴町公民館使用料減免申請書を提出しなければならない。この場合において、別の定めにより真鶴町社会教育関係団体の登録を受けた者は、真鶴町社会教育関係団体登録証を提示しなければならない。ここで別の定めというのが先ほどの要綱になります。

教育長：　　よろしいでしょうか。ある意味では簡略化されたところもあると。

担当課長：　　そうですね。実務上簡略化できればと思います。

教育長：　　では採決をします。規則の制定及びそれに付随する登録要綱の制定についてお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　(全員挙手)

教育長：　　全員賛成です。３点目、令和３年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)ついて事務局お願いします。

(３)　令和３年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)について

指導主事：　　資料３をご覧ください。令和３年度「真鶴町の教育基本方針・重点施策」の学校教育にかかる内容についてご検討をお願いします。この度の改訂では、令和３年度より始まる「第５次真鶴町総合計画」をもとに内容変更の検討を行いました。それでは、改訂した箇所についてページを追ってご説明いたします。新たに加えた文言には網掛け・太字・下線を、削除する文言には、二重線での取り消しの処理をしております。細かな語句の変更については、文章中に出てくる、「幼小中一貫教育」という文言を「幼小中が一貫した教育」という文言に変更しました。一貫教育というと、教育目標や目指す子供像などを同じにし、幼小中が一つになるということを印象付けてしまう恐れがあります。一方で、これまで、真鶴町の公立園・学校では、「連携以上、一貫未満」という言葉が用いながら、一貫教育を見据えた取組みを数多く行ってきました。それらのことを踏まえ、「一貫」を少し和らげる意味で、文章中では「一貫した」と変更しました。それでは、順番にご説明いたします。

まず、１ページの「基本方針」についてです。冒頭、今回の改訂は、「『第５次　　　真鶴町総合計画』をもとに内容変更した。」と話しましたが、基本方針の一文目は、「第４次真鶴町総合計画」の基本方針、「一人一人を大切にした教育により、学び続け共に生きる人づくり、そして、心豊かな生活と文化あふれるまちづくり。」を引き継ぎとしました。第４次真鶴町総合計画には、教育全体に関する基本方針が明記されておりましたが、第５次真鶴町総合計画には、「学校教育」・「生涯学習」・「生涯スポーツ」等各分野の基本方針はあるものの、教育全体の基本方針が明記しないという構成の変化がありました。令和３年度より、「第５次真鶴町総合計画」を真鶴町は進めていくわけですが、第４次の時に掲げられた、教育の基本方針は変わることなく、むしろこれを引き継ぎ、積み重ねていくというところから、このような文言に変更しました。【学校教育】では〈目的〉の「小規模化する状況の中でも、充実した教育活動」の部分を、「その良さを生かした」という表現に変更しました。これは、学校が小規模化しても悪い点ばかりでなく、良い点もあることを意識し「良い部分を生かす」という文言を加えました。〈内容〉では、「第５次真鶴町総合計画」の学校教育の中に示された「主な取り組み」をもとに変更しました。昨年度⑥に示されていた、「学校教育施設の整備」については記述がなくなります。これについては、施設の整備に関しては日常的に進めていくものであるという観点から基本方針から外しました。外しましたが施設の整備には、もちろん力を注いでまいります。

【社会教育】に関しては、〈目的〉に③町民の健康づくりを推進し、活気あふれる元気なまちづくりをめざします。を加筆しました。〈内容〉の①を文化財の保護活用の推進から、文化財の保護と歴史・文化を生かしたまちづくりに変更しました。

②の「オリ・パラに向けた」という部分と、「・スポーツのバリアフリー化」という部分を削除し、新たに「体育施設の利便性の向上と設備の充実」を加筆しました。③では、「参画を柱とした改善による持続可能な社会教育の推進」という表現を、「町民の主体的学習活動の推進と学習機会の整備等の充実」という表現に変更しました。また、「ふるさと教育の目標を反映した」という表現を、「学校教育との融合による」という表現に変更しました。これらの変更も、「第５次真鶴町総合計画」をもとにした変更になります。

続いて２ページ目は、知識・技能にかぎかっこをつけました。知識・技能は、　　　その前にある「学びに向かう力・人間性」、「思考力・判断力・表現力等」とともに、学習指導要領に示されている子供が身に付けるべき資質・能力であり、前２つの文言にかぎかっこがつけられ、強調されているのに合わせるためです。また、「幼小中が一貫した教育の推進を図るとともに」という文言を加筆しました。これは、一貫した教育による推進を強調するためです。さらに、学校の小規模化の進行を見据えた具体の取組として、ソーシャル・スキル・トレーニングの計画を幼・小・中で話し合い、進めているところですので、「ソーシャル・スキル・トレーニングを」の文言を加筆しました。

４ページからの「重点施策」に移ります。（１）学習指導④のICTに関しては、「ICT機器活用のための研修の実施」と「情報手段の基本的操作技能の向上」を加筆しました。今年度、ギガスクール構想が前倒しされ、年度末にも一人一台端末が実現する見込みです。それに伴い、教員には新しい機器の活用が促進される研修の必要性や、子どもたちには情報モラルも含めた、情報機器の基本的操作技能の向上が求められているので加筆しました。

続いて５ページ（２）児童指導⑤学校の小規模化に向けた具体的な取り組みでは、先ほどの基本方針でも述べたようにソーシャル・スキル・トレーニングの取組を加筆しました。子どもたちに向けた「ソーシャル・スキル・トレーニングによる人間関係構築力の向上」という一文。また、教員に向けた「ソーシャル・スキル・トレーニングを行うための研修の実施。」という一文をそれぞれ加筆しております。以上がこの度改訂した個所の説明になります。ご検討・ご協議をお願いいたします。

教育長：　　何かご質問ございますでしょうか。これが第５次真鶴町総合計画の案です。まだ正式にできていませんけど、つくりが前のもとの変わっております。ご覧になっていただいてご意見等お願いします。

　委員：　　２点お願いします。１点は、幼小中の一貫した教育の推進ということで学校教育と福祉の連携は、子どもを主体に見るとすごく大きいポイントじゃないかと思うんですね。今後どういう風に考えていくのかが１点とICTもソーシャルスキルも将来的には学校の先生方にお願いすることになると思うんですけど、経過措置的なものとしてICTは技術者の方に来ていただいて子どもたちに接して指導してくださるのもいいでしょうし、ソーシャルスキルトレーニングにしても最初から先生たちお願いしますではなくて、段階的に指導者が入るとか計画がなされると思うんですけど見通しを教えて下さい。

教育長：　　まず１点目は私から、福祉との連携ですね。これについては非常に重要だと考えていて、特に根本的な解決に学校サイドだけにはならない。福祉との連携で児童生徒の生活を立てなおす必要がある。ということで福祉との連携はですね、今後も十分にやっていきたいと考えています。

指導主事：　　ソーシャルスキルに関しても、近隣の箱根町、湯河原町で実践がされているので先生をお呼びして研修等を考えています。また、ICTやソーシャルスキル共々計画に関しては先生にもご意見いただきながら計画を進めていきたいと考えています。ICTに関しては今までありました計画を見直しているところでありまして来月か再来月の定例会でご意見いただきたいと考えています。ソーシャルスキルに関しても教頭会を中心に進めているところですのである程度提案できるものが出来ましたら提案してご意見いただきたいと思います。

教育長：　　その他ありますでしょうか。

委員：　　ICTについては年度末に入ってくると思うんですけど、これも何回もお願いしているところなんですけど、教員側がどうやって使いこなすかが一番の課題なんだと思います。箱物だけを与えたから終わりですよではなくてですね、使ってなんぼのものなので若い先生方はいいと思うんですけど、ある一定の年齢以上の方はスキルがあるか無いかによってだいぶ変わってくると思いますので、先生方が活用しやすい研修をしていただきたいと思います。いくら物があっても持ち腐れにならないようなことが大事だと思います。ただ先生方も非常に忙しいとは思いますのでその中で効率的な活用ができるようになればいいかなと思います。ソーシャルスキルに関しても、町としての子どもの発達段階、個々の発達状況もあると思うんですけど、９年間を見通した計画的なものが出来ていないと先生方年度が替わるとシャッフルされて６年生の先生が１年生をもったりとか組み換えがあろうかと思います。そうじゃなくてある程度９年間を目指すような積み重ねの中で真鶴の子どもたちには身につけさせたいんだという流れみたいのが明確になっているとやりやすいんでないかと思います。

指導主事：　 そのような方向でいきたいと思います。

教育長：　　他にありますか。

　委員：　　さっきの福祉との関係でいくと教育長から心強いお言葉を頂いたのでこれから進めていくと思うんですけど、教育長が変わられたっていうのはわかるのですが、教育委員会の中で議論を重ねていってきています。教育委員会だけでなくてほかの部署との連携も積み重ねている部分もあるのでそれをどういう風にするのかっていう経過をどこかで説明していただきたいと思います。

教育長：　　具体的には福祉の、特に子育ての部分ですね、一貫したものを一つの窓口で済ますような組織を目指す。町の他課ともかかわりますので慎重にできるだけ早い時期にやりやすいようにしていきたいと、場所の問題も若干あります。課をどこに置くか等検討を進めていきたいと思います。

委員：　　基本方針・重点施策を受けて具体の実施案というのは出る予定はあるんですか。

指導主事：　　町としての研修に関しては、一年間の研修計画を出して報告をさせて頂きたいと思います。

　委員：　　重点施策をあげて実際何やっているんだろうってなるわけですよね。

教育長：　　これが第５次総合計画なんですけど、こちらの方はですね、主な取り組みというような形で最終的には教育委員会の研修あるいは学校に考えていただくようになろうかと思います。

指導主事：　　ここで施策を確定させまして学校でできることは学校で、教育委員会でできることは教育委員会でということになります。

教育長：　　他にありますか。それでは学校教育の部分だけお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　(全員挙手)

教育長：　　全員賛成です。以上をもちまして、真鶴町教育委員会１月定例会を終了します。